

日光市太陽光発電設備設置事業と
地域環境との調和に関する条例
《 許可申請及び届出等の手引き 》

令和3年4月改正

日光市 市民環境部 環境課 環境係

目 次

《 1 》 「日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例」について・・	1
(概 要)	1
(用語の説明)	2
《 2 》 太陽光発電設備の設置に許可が必要となる保全地区	3
《 3 》 保全地区外における太陽光発電設備の設置	5
(1) 設置事業届出の手続き	5
(2) 設置事業届出書等のための書類について	6
(3) 設置事業における変更届出の手続き	7
(4) 太陽光発電設備の維持管理	7
(5) 是正勧告・措置命令等	8
《 4 》 保全地区内での太陽光発電設備の設置	9
(1) 事前協議の手続き	10
(2) 近隣住民等協議の手続き	14
(3) 許可申請の手続き	15
(4) 許可申請等のための書類について	16
(5) 太陽光発電設備設置に関する許可基準	17
(5) 許可申請手数料	19
《 5 》 事業計画の変更等の手続き	19
(1) 事前協議における変更手続き	
(2) 許可申請における変更手続き	
《 6 》 太陽光発電設備の維持管理等	20
《 7 》 太陽光発電設備設置に関する許可の取消し	20
《 8 》 是正勧告・措置命令等	20

《 1 》「日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例」について

＜ 概要 ＞

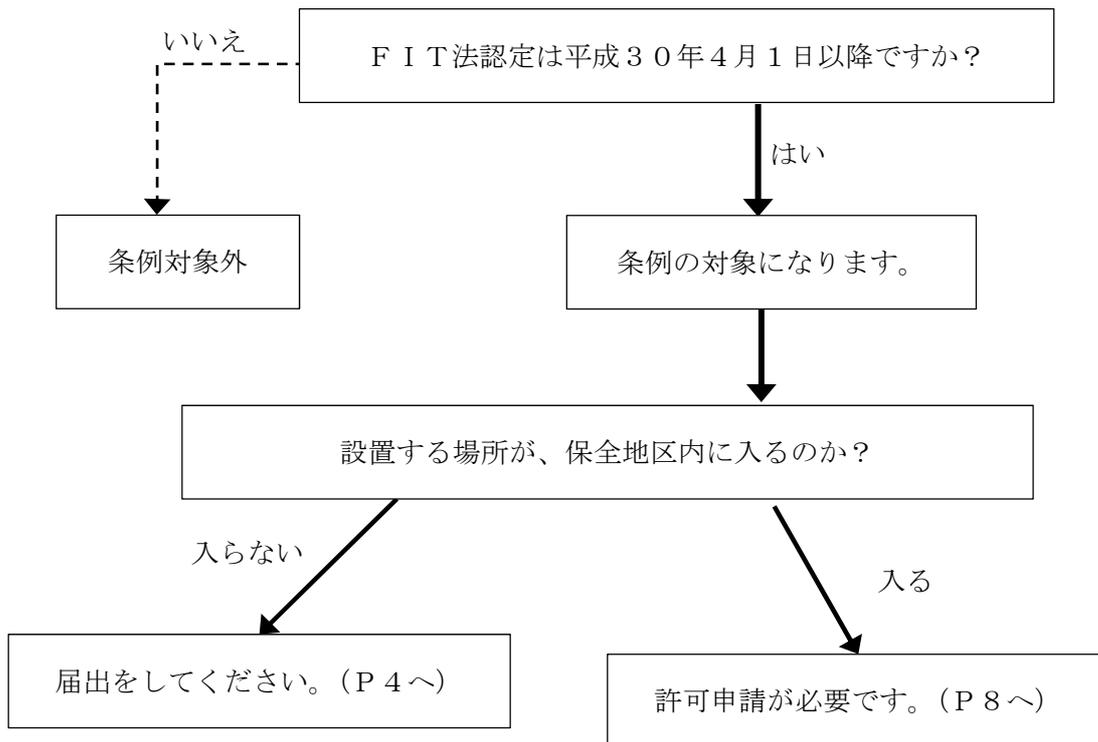
日光市内に設置する太陽光発電設備が地域環境に及ぼす影響に鑑み、設置事業に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備と地域環境との調和を図り、良好かつ安全な市民生活と持続的な自然環境の保持を目的に「日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例」（以下条例という。）が平成30年4月1日に施行されました。

この条例では、太陽光発電設備の設置事業と地域環境との調和が特に必要と認められる地区を保全地区として指定し、保全地区内に設置しようとする場合は出力10kW以上の太陽光発電設備設置を許可の対象とし、保全地区外に設置しようとする場合は、届出の対象としています。

また、保全地区内外を問わず、平成30年4月1日以降に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画の認定の申請を行うすべての設置事業者が対象となります。

ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う場合は、対象外です。

（許可と届出の全体フロー）



※FIT認定によらない発電事業であっても、届出か許可申請が必要になる場合があります。

< 用語の説明 >

太陽光発電設備	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）であって太陽光をエネルギー源とするもの
設置事業者	太陽光発電設備の設置事業を計画し、これを実施する者
設置工事	太陽光発電設備を設置する工事 （木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。）
事業区域	設置事業を行う土地（太陽光発電設備に附属する管理や変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域
事業計画	設置事業者が事業区域ごとに定める設置事業に関する計画
土地所有者等	事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者
工事施行者	設置工事を請け負った者又は請負契約によらずに自らその工事を行う者
近隣住民	事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建物を所有する者及び設置事業によりその所有する土地又は建物について、これらの者と同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者
該当自治会	地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体であって、事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む自治会

◀ 2 ▶ 太陽光発電設備の設置に許可が必要となる保全地区

条例で指定する保全地区内において出力10kW以上の太陽光発電設備（ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根及び屋上に設置するものを除く）の設置事業を行おうとするときは、市長の許可を受けなければなりません。

保 全 地 区	
① 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (第7条第1項、第9条第1項)
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	【県】 河川課、砂防水資源課、日光土木事務所
② 砂防指定地	
(例) 鬼怒川水系 渡良瀬水系ほか	砂防法第2条 【県】 河川課、砂防水資源課、日光土木事務所
③ 河川区域及び河川保全区域	
(例) 鬼怒川、大谷川、男鹿川、 湯西川、田川、行川、黒 川、渡良瀬川ほか	河川法(第6条第1項、第54条第1項) 【県】 河川課、砂防水資源課、日光土木事務所
④ 鳥獣保護区の特別保護地区	
(例) 日光鳥獣保護区内、袈裟 丸山鳥獣保護区内ほか	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(第29条第1項) 【県】 自然環境課、県西環境森林事務所 【市】 農林課
⑤ 史跡、名勝、天然記念物等	
(例) 日光杉並木街道、日光山 内、華厳瀑及び中宮祠湖 (中禅寺湖)湖畔、龍王 峡、湯沢噴泉塔ほか	文化財保護法(第109条第1項、第110条第1項、第109条第2項、 第132条第1項)、栃木県文化財保護条例(第31条第1項)、 日光市文化財保護条例(第36条第1項) 国指定文化財 【文化庁】 県指定文化財 【県】 文化財課 市指定文化財 【市】 文化財課
⑥ 国立公園(普通地域を除く。)及び県立自然公園	
(例) 日光国立公園、 尾瀬国立公園、 前日光県立自然公園	自然公園法(第5条第1項、第72条) 国立公園 【環境省】 日光国立公園管理事務所 県立自然公園 【県】 自然環境課、県西環境森林事務所 【市】 環境課

⑦ 県自然環境保全地域	
袈裟丸山、湯西川、弁天沼、小代	自然環境の保全及び緑化に関する条例（第12条第1項） 【県】 自然環境課、県西環境森林事務所 【市】 環境課
⑧ 上記以外に市長が別に定める地区（未指定）	
<p>ア 山岳、河川、森林、湖沼等の所在する自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認められる地区</p> <p>イ 歴史的な特色を有する地区のうち、その地区の周辺的生活環境を含む自然的社会的諸条件からみて、その地区における地域環境を保全することが特に必要と認められる地区</p> <p>ウ 土砂崩れ、溢水等の災害のおそれのある地区のうち、特に災害の危険性が高く、木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成行為を制限する必要があると認められる地区</p>	

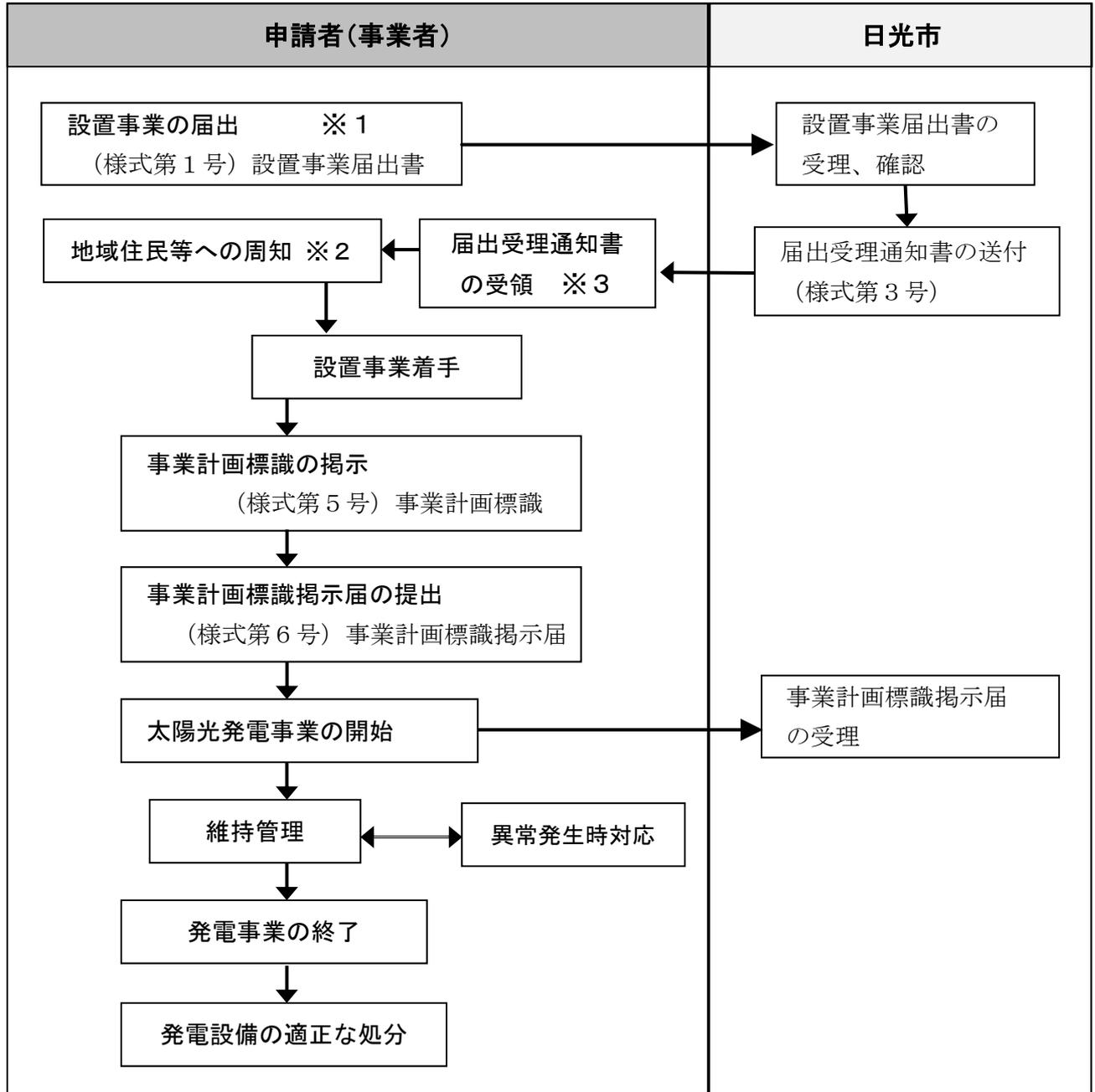
（例）は区域をすべて例示したものではありません。関係資料やホームページ等で必ず確認してください。

《 3 》 保全地区外における太陽光発電設備の設置

保全地区外の土地において出力10kW以上の太陽光発電設備の設置事業を行おうとするときは、その設置事業に着手する30日前までに、市長に届け出なければなりません。

ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根及び屋上に設置するものを除く。

(1) 設置事業届出の手続き



※1 設置事業に着手する30日前までに提出してください。「設置事業に着手」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画の認定の申請を行うことです。

※2 設置事業に着手する前に、近隣住民及び該当自治会に設置事業の周知を図り、理解を得るよう努めてください。

※3 届出受理通知書に指導又は助言事項がある場合は、内容に沿った対応をお願いします。

(2) 設置届出書等のための書類について

太陽光発電設備設置事業の届出書等		
届出書等の書類	添付書類	備考
設置事業届出書 【様式第1号】	① 位置図 ② 区域図 ③ 土地所有者一覧表【様式第2号】 ④ 事業区域内の土地に係る登記事項証明書（原本） ⑤ 事業区域内の土地に係る公図（原本） ⑥ 土地利用計画平面図 ⑦ 排水計画平面図 及び 断面図（10,000 m ² 以上のみ） ⑧ その他、市長が必要と認める図書	提出部数 正副各1部 ④⑤は、発行後 3か月以内の もの
事業計画標識掲示届 【様式第6号】	① 事業計画標識を設置した場所が明示された図面 ② 事業計画標識設置状況及び記載内容が分かる写真	提出部数 正副各1部

届出書に添付する図面等に明示すべき事項		※副本は写してよい
図面等の種類	明示すべき事項	備考
① 位置図（縮尺 1/50000 以上）	・ 方位、縮尺、太陽光発電設備の設置位置	
② 区域図（案内図） （縮尺 1/2500 以上）	・ 方位、縮尺、事業区域 ・ 道路や目標となる施設等（公共施設、河川等）	
④ 登記事項証明書（原本）	・ 転写日	
⑤ 公図の写し（原本）	・ 申請区域を明示（朱枠） ・ 道路(赤)と水路(青)を色塗り ・ 地目、地積、所有者（申請地）を直接記載 ・ 転写日	

⑥ 土地利用計画平面図 (縮尺 1/1000 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位、縮尺、住所、地番、事業区域の形状と面積 ・ 事業区域の境界線と境界を示す杭の位置 ・ 太陽光発電設備の位置、形状、寸法 ・ 変電設備の位置、形状、寸法 ・ 事業区域周辺の保全地区 ・ 事業区域内及び事業区域の境界の設置するフェンス等の位置、形状、寸法 ・ 事業区域に接する道路の幅員及び形状 ・ 送電ルート及び送電に係る電柱の位置 ・ その他災害を防止するための施設の位置 ・ 作成者の氏名・押印 	
⑦ 排水計画平面図 (縮尺 1/1000 以上) 排水計画断面図 (縮尺 1/50 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水施設の種類、位置、寸法 (規模)、勾配、流下方向、吐口の位置 ・ 放流先の位置及び名称 ※排水の放流に必要な許可等がある場合は、位置・内容等を明示してください。	

(3) 設置事業における変更届出の手続き

設置事業者は、届け出た事業の内容を変更する場合は、市長に届け出なければなりません。ただし、軽微な変更の場合は除きます。

設置事業の変更に関する届出書等		
申請書等の書類	添付書類	備考
設置事業変更届出書 【様式第4号】	① 変更内容が確認できる図書	提出部数 正副各1部

(4) 太陽光発電設備の維持管理等

発電事業者は、使用する太陽光発電設備が管理不全な状態とならないように、自らの責任において適正に管理・処分しなければなりません。

太陽光発電設備の維持管理に必要な手続きは次のとおりです。

太陽光発電設備の維持管理に関する報告書等		
報告書等の書類	添付書類	備考
異常発生時等報告書 【様式第29号】		提出部数 正副各1部
発電事業終了届 【様式第30号】		提出部数 正副各1部

(5) 是正勧告・措置命令等

届け出すべき設置事業を届け出しない場合は、是正措置の勧告または命令を行うことがあります。また、次の事項に該当する場合は、設置事業者住所、氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、取消し及び命令の内容、若しくは不正行為の内容を公表します。

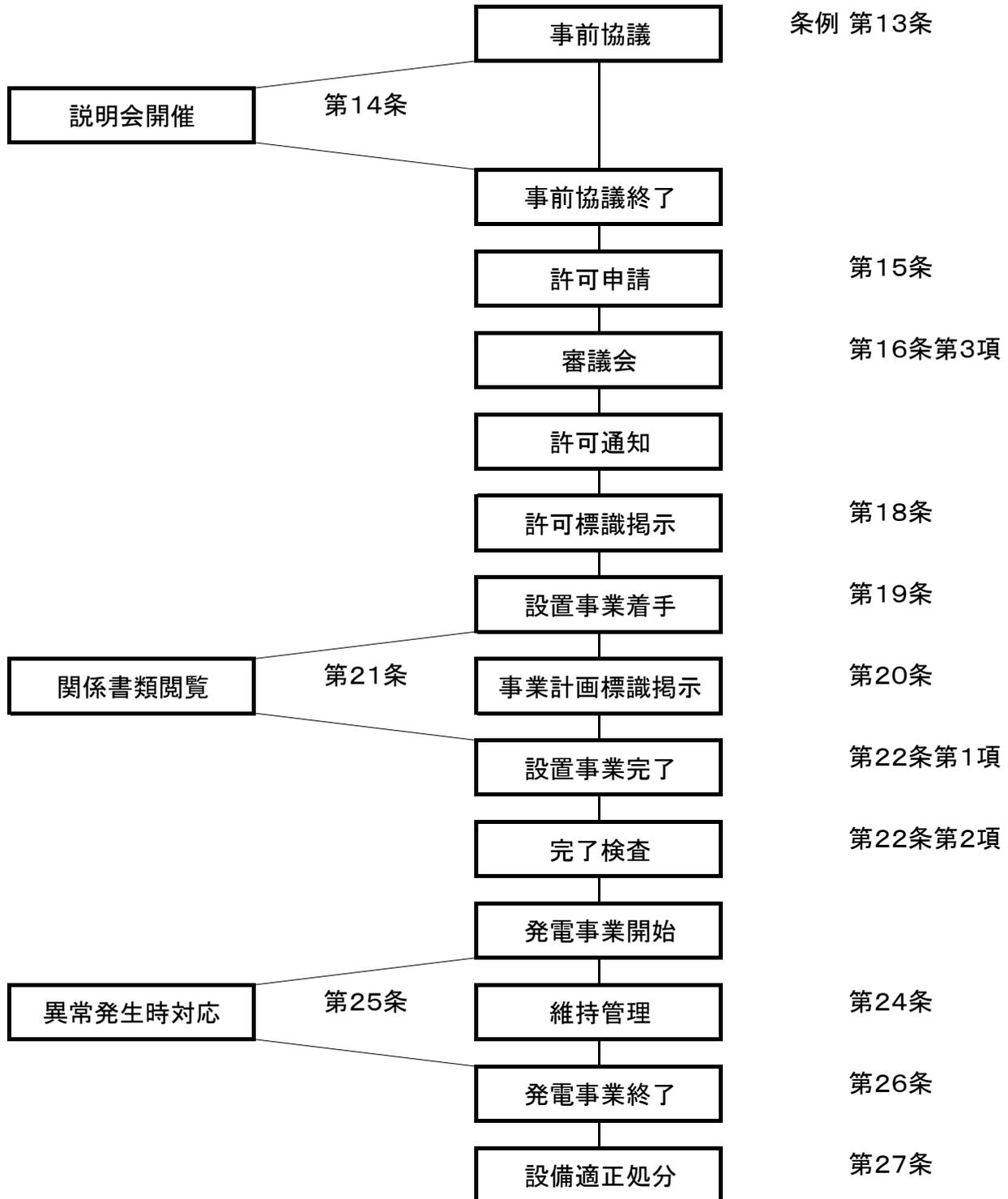
- ①是正措置の勧告に従わず、命令をしたとき。
- ②届出、報告等において虚偽記載等の不正行為を行ったとき。

《 4 》 保全地区内での太陽光発電設備の設置

保全地区内で設置事業を行う事業者は、市長の許可が必要となります。

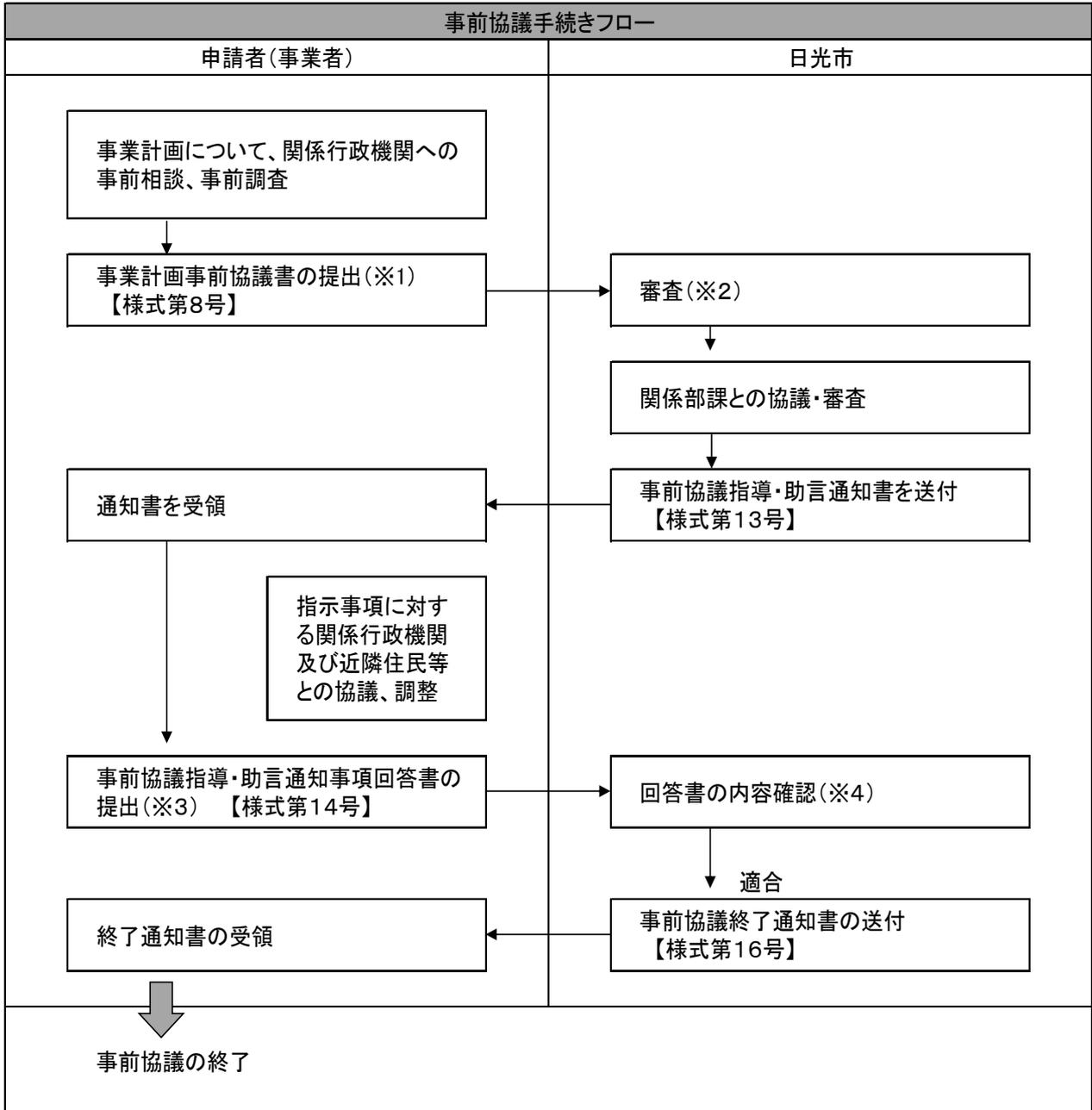
事業者は、事業区域ごとに事業計画を定め、市長と事前に協議することとし、協議終了までに近隣住民及び該当自治会に対して協議（説明会開催等）をしてください。

保全地区内における設置事業の許可手続きフロー図



(1) 事前協議の手続き

申請者（設置事業者）は、市長との事前協議を行おうとするときは、事業計画事前協議書（様式第8号）を提出（正副各1部）してください。



※1 提出後、事業計画に係る事前協議の内容を変更するときは、「事業計画変更届」【様式第12号】に変更内容が確認できる書類を添付し、提出してください。

※2 現地調査を実施する場合は、事業者の立会いをお願いすることがあります。

※3 「事前協議指導・助言通知事項回答書」【様式第14号】には、市からの審査（指導・助言）に適合していることが確認できる書類を添付し、提出してください。

関係行政機関、地域住民等との調整の結果、審査（指導・助言）の内容に適合する見込みがないと判断したときは、「事前協議取下書」【様式第15号】を提出してください。

※4 回答内容が不十分な場合は、再度の指示又は協議取下げを指示することがあります。

事業計画に係る事前協議書に添付する図書	
①	事業計画書【様式第9号】
②	申請予定事業者及び工事施行者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）（発行後3か月以内のもの）
③	位置図
④	区域図
⑤	事業区域内の土地に係る登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
⑥	事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表【様式第2号】
⑦	事業区域内の土地に係る公図（発行後3か月以内のもの）
⑧	土地利用計画平面図
⑨	土地求積図
⑩	造成計画平面図及び断面図
⑪	排水計画平面図及び断面図
⑫	擁壁計画背面図及び断面図
⑬	太陽光発電設備の構造図
⑭	事業区域内に設置する工作物の構造図
⑮	維持管理に係る計画書【様式第10号】
⑯	立地環境に関する概要書【様式第11号】
⑰	預金残高証明書、融資証明書、収支計画書、資金計画書、納税証明書及び業務経歴書（法人にあってはこれらに加え財務諸表）
⑱	その他、市長が必要と認める図書

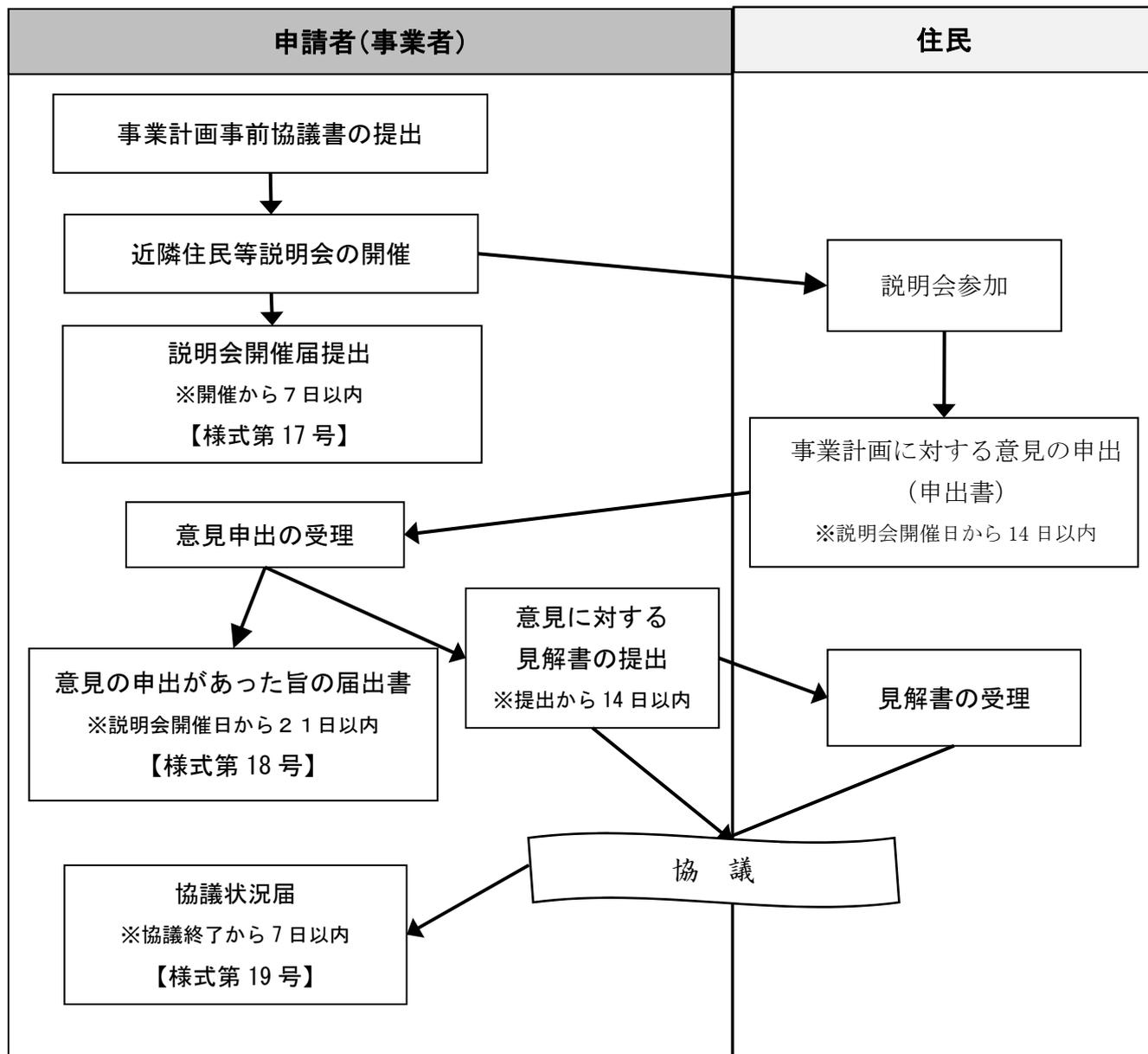
事前協議書に添付する図面等について		
図面等の種類	明示すべき事項	備考
位置図 (縮尺 1/50000 以上)	<ul style="list-style-type: none"> 方位、太陽光発電設備の設置位置、縮尺 	日光市全図等
区域図 (縮尺 1/2500 以上)	<ul style="list-style-type: none"> 方位、事業区域、縮尺 道路や目標となる施設名 (公共施設、河川等) 	
登記事項証明書 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> 転写日 	
公図の写し (原本)	<ul style="list-style-type: none"> 申請区域を明示 (朱枠) 道路 (赤)、水路 (青) 色塗り 地目、地積、所有者 (申請地) 転写日 	
土地利用計画平面図 (縮尺 1/1000 以上)	<ul style="list-style-type: none"> 土地の地番及び形状、方位、町・字の境界並びに名称、縮尺 事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積 太陽光発電設備の位置、形状、寸法 変電設備の位置、形状、寸法 事業区域周辺の保全地区 事業区域内及び事業区域の境界の設置するフェンス等の位置、形状、寸法 事業区域に接する道路の幅員及び形状 送電ルート及び送電に係る電柱の位置 その他災害を防止するための施設の位置 	作成者の氏名・押印
土地求積図 (縮尺 1/1000 以上)	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域の境界線、境界を示す杭の位置、縮尺 実測図による三斜法または座標計算を表示 	作成者の氏名・押印
造成計画平面図 (縮尺 1/1000 以上) 造成計画断面図 (縦横断面図) ・縦断面図 (縮尺 1/1000 以上) ・横断面図 (縮尺 1/1000 以上)	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域の境界線、境界を示す杭の位置、縮尺 切土、盛土の施工範囲及び杭の設置位置 切土、盛土の形状、勾配等を示す丁張りの設置位置 擁壁の位置 排水施設の位置、流下方向 施工前後の地盤面 切土、盛土の範囲、高さ及び勾配 擁壁の形状及び高さ 排水施設の位置 その他災害を防止するための施設の位置 	断面図と照合できるように記号等を付してください。 造成を行わない場合は、その旨を表示し、計画土地の現況写真を添付してください。

図面等の種類	明示すべき事項	備考
排水計画平面図 (縮尺 1/1000 以上) 排水計画断面図 (縮尺 1/50 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の種類、位置、寸法 (規模)、勾配、流下方向 ・ 吐口の位置 ・ 放流先の位置及び名称 	排水の放流に必要な許可等がある場合は、位置・内容等を明示してください。
擁壁の背面図及び 断面図 (縮尺 1/50 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋の位置及び間隔 ・ 縮尺 ・ 水抜穴の位置、材料及び内径 ・ 透水層の位置及び寸法 	
太陽光発電設備の 構造図 (縮尺 1/50 以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配、色彩 ・ 変電設備の形状、高さ、寸法 ・ 風耐積雪荷重計算 	太陽光発電設備、架台、変電設備等のカタログ等を添付してください。
工作物の構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業区域内に設置するフェンス等の工作物の高さ、寸法、材料、色彩等 	カタログ等を添付してください。

※ 上記図面には、タイトル、作成者、寸法、縮尺を表記してください。また、記号を用いる場合は、凡例を表示してください。

※ 既存の資料を用いる場合は、現況と一致していることを確認してください。既存の資料がない場合や、既存の資料が現況と相違する場合は、現地測量を行って図面を作成してください。

(2) 近隣住民等協議の手続き

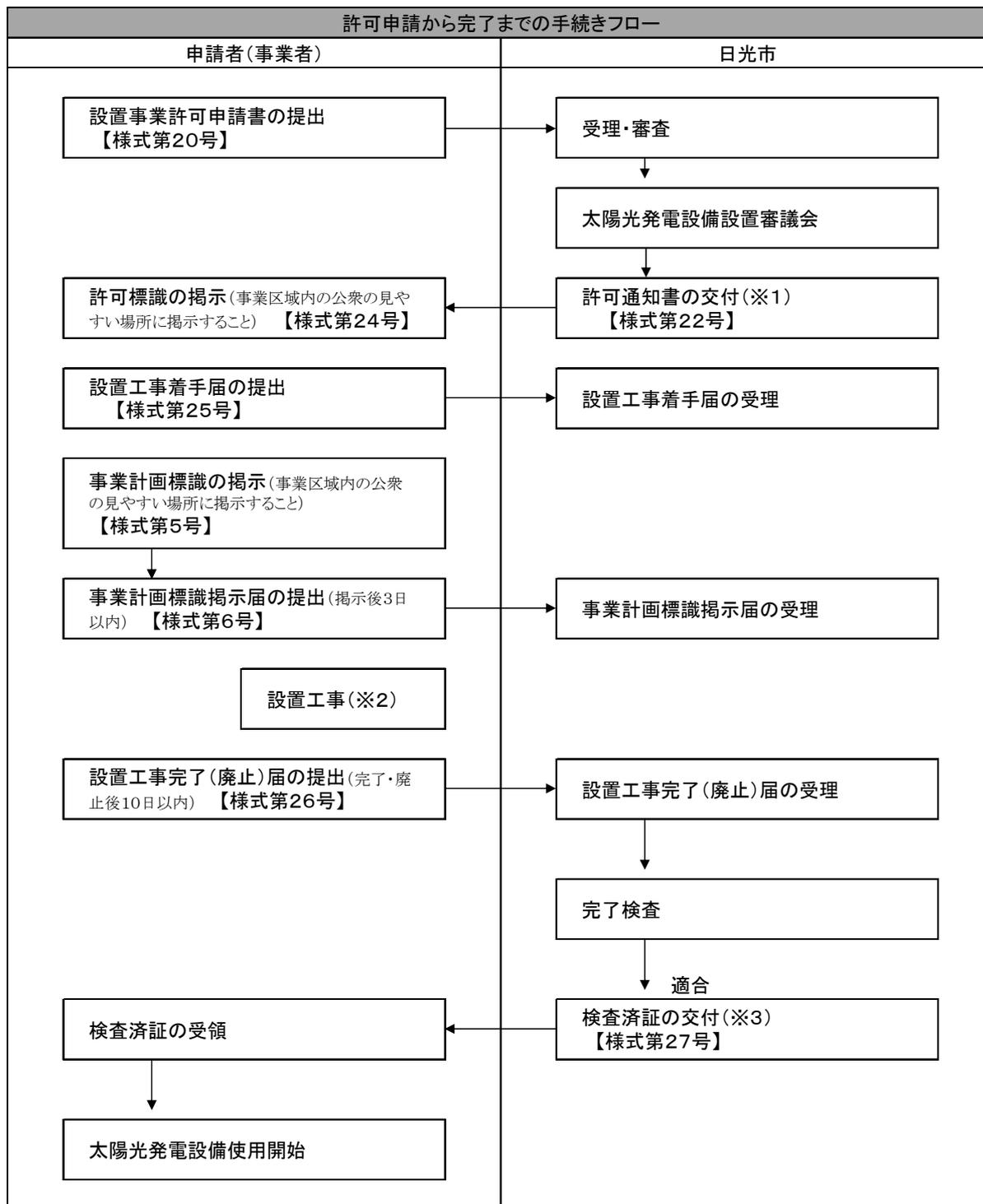


- ※1 説明会の開催が困難な場合は、その理由を付した書面（任意様式）を提出してください。
- ※2 見解書を提出するときは、申出者に対して内容を説明し十分に理解を得るようにして下さい。
- ※3 協議が不十分な場合は、再度協議を行うよう指示することがあります。

近隣住民等の協議に伴い、提出する届出書等の添付書類		
届出書等の書類	添付書類	備考
説明会開催届 【様式第17号】	①説明会で配布した資料 ②その他市長が必要と認める書類	提出部数 正副各1部
意見の申出があった旨の届出書 【様式第18号】	①申出書の写し	提出部数 正副各1部
協議状況届【様式第19号】	①見解書の写し	提出部数 正副各1部

(3) 許可申請の手続き

申請者（設置事業者）は、設置事業許可申請書（様式第20号）に事前協議に用いた図書及び事前協議終了通知書の写しを添えて提出（正本1部、副本2部）してください。



※1 不許可の場合は、不許可通知書【様式第23号】を交付します。

※2 事業者は、許可を受けた設置工事を行っている期間中、あらかじめ閲覧場所及び時間を定め市長に提出した書類の写しを近隣住民等の求めに応じて閲覧させなければなりません。

※3 検査の結果、許可基準に適合していないと認められるときは、不適合箇所を修正後、再検査を行います。

(4) 許可申請等のための書類について

太陽光発電設備設置事業許可申請書等の添付書類		
申請書等の書類	添付書類	備考
設置事業許可申請書 【様式第20号】	①事業計画事前協議書の添付書類すべて ②事前協議終了通知書の写し	提出部数 正本1部、副本2部 【手数料】4ページ参照
設置工事着手届 【様式第25号】	①許可通知書の写し	提出部数 正副各1部
事業計画標識掲示届 【様式第6号】	①事業計画標識を設置した場所が明示された図面 ②事業計画標識設置状況及び記載内容が分かる写真	提出部数 正副各1部
設置工事完了（廃止）届 【様式第26号】	①工事写真（各工程写真） ②工事完了（廃止）状況が確認できる写真 ③事業区域の位置を示す図面 ④土地利用計画平面図	提出部数 正副各1部

(5) 太陽光発電設備の設置に関する許可基準

<p>① 事業区域の周辺地域における自然環境を害するおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。</p>
<p>(1) 事業区域に鳥獣保護区の特別保護地区を含む場合は、当該特別保護地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に採られていること。</p> <p>(2) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採であること。</p> <p>(3) 事業区域内における希少野生動植物の個体及び生息環境又は生育環境を保全すべき措置が十分に採られていること。</p>
<p>② 周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。</p>
<p>事業区域に保安林の存する土地を含まないこと。</p>
<p>③ 設置工事の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が都市計画法、その他関係法令及び規則で定める基準に適合していること。</p>
<p>(1) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。</p> <p>(2) 事業区域内における法面の勾配が垂直方向1メートルに対する水平方向2メートルの勾配を超える場合は、④(3)に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、造成計画が宅地防災マニュアル(平成10年2月3日付建設省経民発第24号)の基準に適合したものであること。</p>
<p>④ 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。</p>
<p>(1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。</p> <p>(2) 排水施設の構造が下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成等規制法施行令第6条第1項に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。</p> <p>(4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。</p>
<p>⑤ 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。</p>
<p>(1) 軟弱地盤である場合は、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。</p> <p>(2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。</p> <p>(4) 事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。</p>

⑥ 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないものとして規則で定める基準に適合していること。

(1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について道路の反対側から4メートル後退することその他の太陽光発電設備の搬入の用に供する車両の通行に支障がない措置が講じられていること。

(2) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。

※ 「道路の幅員」とは、車道、歩道、側溝、植樹帯等によって構成される道路の区域のうち、道路一端の路肩、側溝等であって車輛等の通行の可能な部分から他端の同部分までをいうものとします。

⑦ 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。

(1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。

(2) 太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合していること。

(3) 設置事業の完了後に、太陽光発電設備の維持管理を行う体制が整えられていること。

(4) 太陽光発電設備の架台の構造が建築基準法第20条第1項に掲げる基準を満たし、又は当該基準を満たすものに準ずると市長が認めたものであること。

(5) 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

(6) 太陽光発電設備及びその附帯設備が電気設備に関する技術基準を定める省令に適合していること。

⑧ 設置する太陽光発電設備が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法及び電気事業法その他関係法令の基準に適合していること。

(1) 事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得状況が確認できること。

(2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況が確認できること。

⑨ 市の総合計画、環境基本計画その他の計画に適合していること。

(6) 許可申請手数料

保全地区内での太陽光発電設備設置事業の許可申請若しくは、変更許可申請を行う場合は、以下のとおり手数料がかかります。

① 新規申請手数料

	事業面積	1件当たり手数料
ア	0.1ha未満の場合	1万3,000円
イ	0.1ha以上 0.3ha未満の場合	3万円
ウ	0.3ha以上 0.6ha未満の場合	6万5,000円
エ	0.6ha以上 1ha未満の場合	12万円
オ	1ha以上 3ha未満の場合	20万円
カ	3ha以上 6ha未満の場合	27万円
キ	6ha以上 10ha未満の場合	34万円
ク	10ha以上の場合	48万円

② 変更許可申請手数料

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額。(上限48万円)

ア 事業に関する設計の変更(イに規定する変更を伴う場合は変更前の面積、縮小する場合は縮小後の面積)に応じ、新規手数料の10分の1の額

イ 許可されている事業区域に新たに編入する変更は、編入される事業区域の面積に応じ、新規手数料で規定する額と

《 5 》 事業計画の変更等の手続き

事業計画等の変更がある場合は、変更許可等の手続きが必要になることがありますので、事前にご相談ください。

(1) 事前協議における変更手続き

事前協議変更に関する届出書等		
届出書等の書類	添付書類	備考
事業計画変更届 【様式第12号】	① 変更内容が確認できる図書	提出部数：正副各1部
事前協議取下書 【様式第15号】		提出部数：正副各1部

(2) 許可申請における変更手続き

許可申請変更に関する申請書等		
申請書等の書類	添付書類	備考
設置事業変更許可申請書 【様式第21号】	変更内容が確認できる図書	提出部数 正本1部、副本2部 [手数料] 4ページ参照
承継届出書 【様式第28号】	承継した者、理由を示した図書	提出部数 正副各1部

《 6 》 太陽光発電設備の維持管理等

発電事業者は、使用する太陽光発電設備が管理不全な状態とならないように、自らの責任において適正に管理・処分しなければなりません。

太陽光発電設備の維持管理に必要な手続きは次のとおりです。

太陽光発電設備の維持管理に関する報告書等		
報告書等の書類	添付書類	備考
異常発生時等報告書【様式第29号】		提出部数 正副各1部
発電事業終了届【様式第30号】		提出部数 正副各1部

《 7 》 太陽光発電設備の設置に関する許可の取消し

許可を受けた事業者が以下に該当する場合は、許可を取り消すことがあります。

- (1) 不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- (2) 当該許可申請に係る設置工事が許可要件を満たさない設置工事を行ったとき。
- (3) 自然環境の維持又は災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止のために付された条件に違反したとき。
- (4) 設置許可取得後に変更が生じ、変更許可を受けずに設置工事を行ったとき。
- (5) 是正措置命令に従わないとき。

《 8 》 是正勧告・措置命令等

許可を受けた事業者が以下に該当する場合は、是正措置の勧告又は命令を行うことがあります。

- (1) 設置事業の許可を受けた事業計画、設置事業の変更の許可を受けた事業計画に従って設置事業を実施していないと認めるとき。
- (2) 設置事業の許可、設置事業の変更の許可に違反したとき。
- (3) 完了検査の結果、設置許可、変更許可の内容に適合しないと認めるとき。

次の事項に該当する場合は、設置事業者住所、氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、取消し及び命令の内容、若しくは不正行為の内容を公表します。

- (1) 設置許可又は変更許可を取り消されたとき。
- (2) 是正措置の勧告に従わず、命令をしたとき。
- (3) 届出、申請、報告等において虚偽記載等の不正行為を行ったとき。

☆不明な点や各様式は、日光市ホームページをご利用ください。

日光市ホームページ <https://www.city.nikko.lg.jp/>

日光市 市民環境部 環境課 環境係

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

電話 0288-21-5152